緑　化　協　定　書

別記

様式第１号（第４条第２項）

（以下「甲」という。）と佐倉市（以下「乙」という。）とは、佐倉市緑化要綱（平成２５年６月１日施行）に基づき、次のとおり緑化協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、甲が所有し、又は管理する土地の緑化及び緑地保全を推進することにより、もって公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的とする。

（責　務）

第２条　甲は、前条の目的を達成するため、有効かつ適切な緑化及び緑地保全を図るものとする。

２　乙は、甲が行う緑化及び緑地保全に対し必要な助言、指導及び技術的援助を行い、積極的に協力するものとする。

（緑化及び緑地保全の推進）

第３条　甲は、前条第１項の規定による緑化及び緑地保全の推進を図るため、別紙「緑化計画書」に記載する事項について、誠実に履行するものとする。

（緑化計画の完了）

第４条　甲は、　　　　年　　月　　日までに別紙「緑化計画書」に定める緑化及び緑地保全を完了させるものとする。

（報　告）

第５条　甲は、この協定に基づく、緑化計画が完了したときは、乙に緑化計画完了報告書を提出するものとする。

２　乙は、第１項の完了報告書を収受したときは、速やかに実地確認を行い、緑化計画の完了を認めるときは、その旨を甲に通知するものとする。

（履行状況の調査）

第６条　乙は、前条第２項の完了確認を通知した日から概ね５年を経過するごとに、甲に緑化協定の履行に関する報告を求めるものとする。

２　乙は、前項に定めるほか、甲に対して随時、協定の履行に関する報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（管理責任）

第７条　甲は、本協定に係る緑地を適正に維持管理し、保全するものとする。

２　甲は、前項の目的を達成するため、緑地の管理責任者を定めるものとし、その者に変動が生じた場合は、速やかに乙に届け出るものとする。

（地位の承継）

第８条　甲は、本協定に係る地位を第三者に承継させるときは、継承人によって速やかに乙に届け出させるものとする。

（緑化計画の変更協議）

第９条　甲及び乙は、緑化計画を変更しようとするときは、事前に協議した上で、協定を改めて締結するものとする。

（協定の廃止）

第１０条　甲及び乙は、新たに協定を締結した場合は、本協定を廃止するものとする。

（履　行）

第１１条　甲及び乙は、佐倉市緑化要綱及びこの協定の各条項を信義に基づき誠実に履行するものとする。

（疑義等の解決）

第１２条　甲及び乙は、この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関し必要が生じたときは、速やかに協議し、協定の本旨にのっとって解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲

乙　千葉県佐倉市海隣寺町９７番地

　　　　　　　　　　　　　佐倉市

市長